

令和6年度 働き方改革の取組み

香川県 土木部

令和6年4月1日

建設業は社会資本の整備の担い手であると同時に、社会の安全・安心の確保を担う、わが国の国土保全上必要不可欠な「地域の守り手」となっています。

香川県では人口減少や高齢化が進む中であっても、これらの役割を果たすため、長時間労働の是正、給与・社会保険等の処遇改善及び生産性の向上等による働き方改革の取組みを進めています。

1. 建設業者等への助成制度

- ・香川県建設業担い手確保・育成事業

詳しくは☞https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/24713/r6_leaflet.pdf

- ・香川県ICT活用工事普及促進事業

詳しくは☞ https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/24716/01_pamphlet_syousai_r6.pdf

2. 余裕期間設定工事の試行継続

工事の契約締結日から余裕期間を設定して発注し、受注者が余裕期間内で工事開始日を選択できる制度。令和5年度に「フレックス方式」を導入し、試行を継続。

3. 週休2日工事の継続等

建設現場における週休2日の確保に向けた取組み。令和4年度から緊急対応が必要な維持工事等を除く全ての工事を対象に「発注者指定型」として発注するほか、交替制の取組みを導入して対象工事を拡大。名称について週休2日工事に改め、また、月単位での週休2日の補正係数を新設、4週7休以下の補正を廃止し継続。

4. ICT活用工事の試行継続

生産性の向上に寄与するICT技術の促進を図る取組み。今年度は小規模土工を対象工事に追加し、試行を継続。

5. 建設現場の遠隔臨場に関する試行継続

受発注者の移動時間や工事の手待ち時間の削減等による生産性向上を目的に実施する取組み。今年度は、受発注者間の協議を踏まえ費用計上することとし、試行を継続。

6. 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事の運用

技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、技能者の処遇改善につなげるための仕組み。今年度の改正はなく、試行を継続。

上の2～6の資料について、詳しくは☞ <https://www.pref.kagawa.lg.jp/qijutsukikaku/kiteishuu/rinksaki/hatarakikatakanren.html>

7. 法定外労災保険の付保の要件化

令和3年4月以降に発注する全ての工事を対象に、法定外労災保険^{*}の付保を要件化し、契約時の書類提出を確認。※ 政府労災保険等の上乗せ補償として支払う保険

上記に関する問合せ先は...

香川県土木部土木監理課 TEL:087-832-3506、FAX:087-806-0220、E-MAIL:dobokukanri@pref.kagawa.lg.jp

香川県土木部技術企画課 TEL:087-832-3511、FAX:087-806-0220、E-MAIL:gijutsukikaku@pref.kagawa.lg.jp

— 香川県建設業担い手確保・育成事業 —

1 事業目的

本事業は、建設工事の担い手となる建設労働者等を確保・育成することを目的として、必要な経費の一部を補助するものです。

2 補助対象事業者

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業の許可を有し、又は申請年度における測量・建設コンサルタント業務等指名競争入札参加資格者名簿に登録されており、その主たる営業所の所在地が県内であること
- (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること（資本の額又は出資の総額：3億円以下、常時使用する従業員の数：300人以下）
- (3) 県税（個人住民税を含む。）等の滞納がないこと
- (4) 過去に香川県補助金交付規則（平成15年香川県規則第28号、以下「規則」という。）第2条第1号各号に規定する補助金等の不正受給がないこと
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 香川県が発注する建設工事及び測量・コンサルタント業務、物品等の契約に係る指名停止措置を現に受けていないこと。

3 補助対象となる経費、補助金の額等

(1) 補助対象となる経費

事業内容：(i) 人材確保への取組みに関する事業



| 経費区分 | 経費内容 | 補助対象費目 |
|---------|------------------------------------|--|
| 求人活動費 | 求人情報掲載や会社説明会への出席等の求人活動に要する経費 | 専門家謝金（コンサルティング費等を含む）、専門家旅費、職員旅費、会場使用料、役務費、資料購入費、委託料、展示会出展料、会場整備費、保険料、広告宣伝費 |
| 就労環境整備費 | 就業規則の整備・見直し等や労務管理用機器・システムの導入に要する経費 | 専門家謝金（コンサルティング費等を含む）、委託料、役務費、設備導入費、ソフトウェア導入費 |
| 情報発信費 | ホームページでの情報発信に要する経費 | ホームページ作成費 |

事業内容：(ii) 人材育成への取組みに関する事業

| 経費区分 | 内容 | 補助対象費目 |
|---------|-------------------------------|---|
| 特別技能教育費 | 社内教育の実施やセミナー等の受講による人材育成に必要な経費 | 講師謝金（コンサルティング費等を含む）、講師旅費、職員旅費、会場使用料、役務費、教材費、受講料、委託料 |
| 資格取得費 | 主任技術者及び管理技術者に求められる資格の取得に要する経費 | 受験料、受講料、教材費 |

(2) 補助金の額（補助限度額及び補助率）

- ・補助率 : 補助対象経費の2分の1以内の額
- ・補助限度額 : 20万円を上限額とします。

- ※ 補助件数は、30件程度を予定しています。
- ※ 補助対象経費は、全ての経費区分・補助対象費目を合算した額で計算します。
- ※ 補助対象経費は、交付決定日から令和7年3月31日までに発注及び支出される経費が対象となります（事前や事後に、発注・支出された経費は対象外ですが、特別技能教育費及び資格取得費は着手の日は問わず、事業実施日が令和6年度のもので対象となります）。
- ※ 補助対象経費は、既存事業と明確に区分できるもので、かつ領収書等の証拠書類によって金額が確認できるものに限りです。
- ※ 消費税、振込手数料及び現在利用しているシステムの維持費や、来年度以降の機器・システムの月額利用料等のほか、パソコン、タブレット、スマートフォン等の汎用機器は、補助対象外です。



(3) 補助金交付回数の上限

同一の補助事業者への補助金交付は、各年度1回までとします。

4 募集期間

- (1) 募集期間 **令和6年6月19日(水)～8月30日(金) 11月29日(金)**

※ 持参、電子メール又は郵送（募集期間必着）

- (2) 募集受付 香川県 土木部 土木監理課 契約・建設業グループ
〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

(3) 申請書類

| | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書 (様式第1号) ・ 事業計画書 (様式第2号) ・ 誓約書 (様式第3号) | 香川県ホームページからダウンロードしてください。 |
| 商業登記簿謄本 (コピー可) | <u>交付申請書提出日から起算して3か月以内に取得したもの</u> 個人事業主である場合は不要 |
| 県税事務所が発行する納税証明書 (県税及び地方税法特別税の未納の税額がない証明 (コピー可)) | <u>交付申請書提出日から起算して1か月以内に取得したもの</u> |
| 対象経費の算出根拠を証する書類 (コピー可) | 見積書、設計書など |
| その他事業内容の確認に必要な書類等 | パンフレット、写真など |

※ 申請書類は、各1部提出してください。

(申請内容について問い合わせをさせていただくことがあるので、必ず控えをとっておいてください。)

(4) 応募方法等

応募に関する手続きの詳細については、香川県のホームページでご確認ください。

<香川県建設業担い手確保・育成ポータルサイト>

https://www.pref.kagawa.lg.jp/dobokukanri/kensetsu/kensetsujinzai/kensetsujinzai_portal.html

- 交付申請書等の各種様式及び記載例は、香川県のホームページからダウンロードして使用してください。

5 補助対象者の決定

- 募集期間中に申請があった場合は、その都度、補助の適否を判断し、**予算額に達するまで、「先着順」で交付決定を行い**、その旨及び補助内示額を申請者あて通知します。
- 予算の範囲内での交付となるため、必ず補助金の交付を受けられるわけではなく、すべての要望にお応えできないこともあります。
- 予算額に達した場合は、「上限に達した日」の申請者から抽選により決定を行いますので、同日であれば時間の着順は影響ありません。

6 補助事業スケジュール

| 時期 | 内容 |
|--------------------|-----------------|
| 6月19日(水)～11月29日(金) | 補助金交付申請書受付期間 |
| 12月中旬まで(随時) | 補助金交付決定 |
| 交付決定後(随時) | 事業着手 |
| 事業完了時 | 実績報告、完了検査、補助金支払 |

注1: 上記スケジュールは、目安であり、変更となることがあります。

7 補助金を受けるに当たって

補助事業遂行時には、次の事項に注意してください。

- (1) 補助対象事業の着手は、補助金の交付決定通知後になります。
- (2) 補助金の支払いは、事業完了後の実績報告書提出以降に、口座振込により行います。
- (3) 実績報告書は、事業完了後30日以内かつ令和7年4月10日までに提出してください。
- (4) 補助事業者は、補助事業に係る経費について、その収支の事実を明確にした書類を整備し、その書類を補助事業の終了した日の属する会計年度終了後5年間保管してください。
- (5) 本補助事業については、他の補助金の交付と重複して利用することはできません。

8 書類等の提出先・問い合わせ先及び提出方法

- (1) 補助金に関する書類等に関する提出先・問い合わせ先

香川県 土木部 土木監理課 契約・建設業グループ

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号
 電話番号 087-832-3506 (直通)
 F A X 番号 087-806-0220
 メールアドレス dobokukanri@pref.kagawa.lg.jp



- (2) 書類の提出方法

- ① 県に提出する書類の部数は1部で、電子メールで提出する場合以外は、**交付申請書は必ず、簡易書留や一般書留、または、特定信書便事業者が行う配達記録付きのサービスで送付してください。**交付申請書以外は普通郵便で送っていただいても構いません。
- ② また、県から問い合わせをする場合がありますので、提出の際には、必ず提出物の写しをとって保管しておいてください。
- ③ 書類の送付について
 - ・ 信書を送達できる者により送付すること
 - ・ 申請書や実績報告書等は「信書」に該当するため、これを送達できるのは、次のいずれかの者に限られます。一般の宅配便での送付はできません。
 - ①郵便事業株式会社(郵便法(昭和22年法律第165号))
 - ②総務大臣の許可を受けた信書便事業者(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号))
 - ・ 配達記録が確認できる方法で送付すること
 - ・ 申請書や実績報告書等が間違いなく県の補助金受付に到着しているかどうかは、申請者において配達記録で確認していただく必要があります。県では、未着のものについての確認はできませんのでご注意ください。
 - ・ 封筒の表面に補助金関係書類であることを明示すること
 - 補助金関係書類であることがわかるよう、封筒の表面に「**香川県建設業担い手確保・育成事業補助金交付申請書**」などと朱書きしてください。
 - ・ 電子メールの場合は、表題に補助金の申請であることを明示すること
 - 補助金の申請であることがわかるよう、電子メールの表題を「**担い手確保・育成事業補助金交付申請について**」などの記載とし、別に郵送又は持参する書類があれば、その旨を記載してください。

建設事業者の皆様のICT機器等導入経費の一部を補助します!!

— 香川県ICT活用工事普及促進事業 —

香川県では、ICT機器等を導入しようとする県内建設事業者（建設業者及び測量・建設コンサルタント業者）の皆様に対し、必要な経費の一部を補助します。

1 事業目的

現在、県内建設事業者の従業員の高齢化や担い手不足は深刻な状況であり、建設現場における一人一人の生産性の向上が求められています。

香川県では、ICT機器等を導入する建設事業者の方々に対し、必要な経費の一部に補助金を交付することにより、建設現場の生産性向上や従業員の負担軽減、職場定着に向けた取組み等を支援します。



2 補助対象となる経費、補助金の額

(1) 補助対象となる経費

| 補助対象経費 | 経費区分 | 経費区分の明細 | 備考 |
|-----------------------|--------|--|---|
| ICT機器等の導入に要する右欄に定める経費 | 設備等導入費 | <p>ICT活用工事の実施につながり、建設現場における生産性向上に資する機器で、以下に示すものの導入に要する経費（機器等の購入に要するものに限る。ただし、(3)は補助事業の実施期間に係る使用料を含む。）</p> <p>(1) 既存の建設機械へICT機器を搭載（後付け）（2D・3D）</p> <ul style="list-style-type: none">・マシンガイダンスシステム・マシンコントロールシステム <p>(2) 3D測量機器</p> <ul style="list-style-type: none">・3Dレーザースキャナー・自動追尾型トータルステーション・UAV（ドローン）・GNSS受信機 <p>(3) 3次元設計ソフトウェア等</p> | <p>補助対象経費は、交付決定後、令和7年3月31日までに支出される経費（現実に支払が行われるもの）となります。</p> <p>（事前や事後に発注・支出されたものは対象外です。）</p> |

(2) 補助金の額（補助率及び補助限度額）

- ・補助率 : 補助対象経費の2分の1以内の額
- ・補助限度額 : 100万円を上限額とします。

3 募集期間

募集期間：令和6年6月19日(水)～7月18日(木)



※募集の詳細は、裏面をご覧ください。

募集概要

■ 募集期間 令和6年6月19日(水)～7月18日(木)

※持参または郵送（ただし、郵送による場合は、当日消印有効とします。）

※電子メールでの提出も可。（提出先：dobokukanri@pref.kagawa.lg.jp）

■ 補助対象事業者

次の①または②に該当する者

①建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業の許可を有しており、その主たる営業所の所在地が香川県内である者

②香川県内に本店を有し、補助事業の実施期間の属する年度（令和6年度）の「香川県測量・建設コンサルタント業務等指名競争入札参加資格者名簿」に記載されている者

※このほか、詳細な要件も設けていますので、必ず募集要項（詳細版）や交付要綱をご確認ください。

■ 申請書類

- 香川県ICT活用工事普及促進事業補助金交付申請書等（様式第1号～様式第4号）
- 会社案内又は商業登記簿謄本（コピー可）（※個人の場合は、住民票）
- 県税事務所が発行する納税証明書（コピー可）（※すべての県税に滞納がない旨の証明書）
- 対象経費の算出根拠を証する書類（コピー可）（※見積書、設計書など）
- 事業内容の確認に必要な書類等（機器等のパンフレット、写真等）

※申請書類は、各1部提出してください。

申請内容について問い合わせることがありますので、必ず控えをとっておいてください。

※申請手続き等の詳細は、香川県のホームページでご確認ください。

・申請手続きを行う際には、HPの「募集要項（詳細版）」を必ずご覧ください。

・交付申請書等の各種様式及び記載例は、香川県のホームページからダウンロードできます。

https://www.pref.kagawa.lg.jp/dobokukanri/kensetsu/kensetsusujinzai/kensetsusujinzai_portal.html

☞「香川県建設業担い手確保・育成ポータルサイト」で検索

■ 審査方法及び審査項目

□ 審査方法

- ・審査会において、概ね10業者程度を選定します（※先着順ではありません）
- ・審査は、提出いただいた事業計画書等に基づく書類審査により実施します。

□ 審査項目

審査の主な視点としては、以下のとおりです。

①事業の妥当性、②事業の有効性、③実施の確実性、④事業の独自性、⑤事業の持続性・波及性

■ 補助金を受けるに当たって

- 補助事業の着手（機器等の注文、購入手続等）は、補助金の交付決定通知後になります。
- 補助対象経費は、交付決定日から令和7年3月31日までに支出される経費（現実に支払が行われるもの）となります。
- 補助対象経費は、既存事業と明確に区分できるもので、かつ領収書等の証拠書類によって金額が確認できるものに限りします。
- 消費税及び振込手数料は、補助対象外です。
- 同一の補助対象事業者への補助金交付は、1回までとします。

■ 活用実績等の報告等

補助金の交付決定を受けた方は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度に、ICT機器等の活用状況などを報告いただく必要があります。

■ 提出先・問い合わせ先

香川県土木部土木監理課 契約・建設業グループ
〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号
TEL：087-832-3507（直通）／FAX：087-806-0220
E-mail：dobokukanri@pref.kagawa.lg.jp



働き方改革関連図書

働き方改革関連図書

| 図書名 | 策定年月 | 備考 | ダウンロード |
|-----------------------|-------------------|----|---|
| 香川県週休2日工事実施要領(土木編) | 令和6年7月 <i>NEW</i> | | Q&A (R6.7.1工事施工審査会分から適用) (PDF: 692KB) <i>NEW</i> Q&A見え消し版 (PDF: 695KB) <i>NEW</i> 市場単価・標準単価補正係数 (Q&Aから抜粋) (PDF: 461KB) <i>NEW</i> |
| | 令和6年4月 | | R6香川県週休2日工事実施要領 (PDF: 86KB) Q&A (R6.4.1工事施工審査会分から適用) (PDF: 729KB) 市場単価・標準単価補正係数 (Q&Aから抜粋) (PDF: 765KB) (別紙)R6週休2日確認シート (エクセル: 75KB) (別紙)R6週休2日交替制確認シート (エクセル: 39KB) |
| | 令和5年4月 | | R5香川県週休2日制モデル工事実施要領 (PDF: 74KB) Q&A (R5.4.1工事施工審査会分から適用) (PDF: 3,988KB) (別紙)R5週休2日制確認シート (エクセル: 74KB) (別紙)R5週休2日交替制確認シート (エクセル: 38KB) |
| 香川県ICT活用工事 (土工) 試行要領 | 令和6年4月 <i>NEW</i> | | 香川県ICT活用工事 (土工) 試行要領 (PDF: 114KB) <i>NEW</i> 香川県ICT活用工事 (作業土工 (床掘)) 試行要領 (PDF: 78KB) <i>NEW</i> 香川県ICT活用工事 (付帯構造物設置工) 試行要領 (PDF: 96KB) <i>NEW</i> Q&A (PDF: 106KB) <i>NEW</i> (様式1) ICT活用工事計画書 (ワード: 23KB) <i>NEW</i> |
| 香川県ICT活用工事 (法面工) 試行要領 | 令和6年4月 <i>NEW</i> | | 香川県ICT活用工事 (法面工) 試行要領 (PDF: 116KB) <i>NEW</i> Q&A (PDF: 71KB) <i>NEW</i> (様式1) ICT活用工事計画書 (ワード: 23KB) <i>NEW</i> |
| 香川県ICT活用工事 (舗装工) 試行要領 | 令和6年4月 <i>NEW</i> | | 香川県ICT活用工事 (舗装工) 試行要領 (PDF: 109KB) <i>NEW</i> |

| | | | |
|-----------------------------------|-------------------|-----|---|
| | | | Q&A (PDF: 91KB) <i>NEW</i> (様式1) ICT活用工事計画書 (ワー ド: 23KB) <i>NEW</i> |
| 香川県ICT活用工事 (舗装工 (修繕工)) 試 行要領 | 令和6年4月 <i>NEW</i> | | 香川県ICT活用工事 (舗装工 (修繕 工)) 試行要領 (PDF: 97KB) <i>NEW</i> Q&A (PDF: 75KB) <i>NEW</i> (様式1) ICT活用工事計画書 (ワー ド: 23KB) <i>NEW</i> |
| 香川県ICT活用工事 (土工1,000m3未 満) 試行要領 | 令和6年4月 <i>NEW</i> | | 香川県ICT活用工事 (土工1,000m3 未満) 試行要領 (PDF: 111KB) <i>N EW</i> (様式1) ICT活用工事計画書 (ワー ド: 23KB) <i>NEW</i> |
| 香川県ICT活用工事 (小規模土工) 試行 要領 | 令和6年4月 <i>NEW</i> | | 香川県ICT活用工事 (小規模土工) 試行要領 (PDF: 107KB) <i>NEW</i> (様式1) ICT活用工事計画書 (ワー ド: 23KB) <i>NEW</i> |
| 香川県余裕期間設定工事試行要領 | 令和6年7月 <i>NEW</i> | | 香川県余裕期間設定工事試行要領 (フレックス方式) (PDF: 97KB) <i>NEW</i> |
| | 令和5年7月 | | 香川県余裕期間設定工事試行要領 (フレックス方式) (PDF: 78KB) 実工事期間通知書 (フレックス方 式) (ワード: 17KB) 香川県余裕期間設定工事試行要領 (任意着手方式) (PDF: 78KB) 工事開始日通知書 (任意着手方式) (ワード: 17KB) Q&A (PDF: 76KB) (参考) 技術者配置イメージ図 (PD F: 101KB) |
| | 令和5年4月 | | 香川県余裕期間設定工事試行要領 (フレックス方式) (PDF: 77KB) 香川県余裕期間設定工事試行要領 (任意着手方式) (PDF: 78KB) Q&A (PDF: 77KB) (参考) 技術者配置イメージ図 (PD F: 492KB) |
| | 令和4年4月 | | 香川県余裕期間設定工事試行要領 (PDF: 78KB) Q&A (PDF: 49KB) (参考) 技術者配置イメージ図 (PD F: 73KB) |
| ウィークリースタンス実施要領 | 令和5年4月 | 土木編 | ウィークリースタンス実施要領に関 する運用について (PDF: 69KB) ウィークリースタンス実施要領 (土 木編) (PDF: 72KB) (別紙-1) 推進チェックシート (エ クセル: 22KB) |
| 建設現場の遠隔臨場に関する試行要 領について | 令和6年4月 <i>NEW</i> | | 建設現場の遠隔臨場に関する試行要 領 (PDF: 42KB) <i>NEW</i> 建設現場の遠隔臨場に関する試行要 領 (解説) (PDF: 166KB) <i>NEW</i> 別紙1段階確認書 (PDF: 39KB) 別紙2材料確認書 (PDF: 34KB) |

| | | |
|--------------------------|--------|--|
| | | 建設現場の遠隔臨場に関するQ&A (PDF: 93KB) <i>NEW</i> |
| 建設キャリアアップシステム活用工事の運用について | 令和4年7月 | 建設キャリアアップシステム活用工事の運用について (PDF: 83KB) |

このページに関するお問い合わせ

土木部技術企画課

香川県

[法人番号]
8000020370002

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

代表電話: **087-831-1111**

開庁時間: 月曜日～金曜日・午前8時30分～午後5時15分
(休日・年末年始を除く)

Copyright © 2020 Kagawa Prefectural Government. All rights reserved.